



| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|------|-------------|
| 監事 | 監理 | 理 | 理 | 理 | 理 | 理 | 理 | 理 | 理 | 理 | 理 | 常務 | 副理 | 副理 | 副理 | 副理 | 副理 | 副理 | (公社) | 栃木県産業資源循環協会 |
| 事務局 | 事務 | 事務 | 事務 | 事務 | 事務 | 事務 | 事務 | 事務 | 事務 | 事務 | 事務 | 会長 | 会長 | 会長 | 会長 | 会長 | 会長 | 事務 | | |
| 職員一同 | 秀文 | 恒彦 | 彰彦 | 彦太 | 雄基 | 間昇智 | 昇辰 | 昇範 | 也介 | 裕陽 | 弘浩 | 元一 | 和也 | 昌久 | 伸彦 | 仲清 | 池文 | 山口 | 山神 | 山葛 |
| | 茂手 | 渡塙 | 五邊 | 佐成 | 吉永 | 安橋 | 白本 | 熊井 | 若月 | 白城 | 仲石 | 加井 | 陽澤 | 加藤 | 藤澤 | 藤本 | 藤山 | 池山 | 山山 | 山池 |
| | 事務 | 事務 | 事務 | 事務 | 事務 | 事務 | 事務 | 事務 | 事務 | 事務 | 事務 | 事務 | 事務 | 事務 | 事務 | 事務 | 事務 | 事務 | 事務 | 事務 |

新年の御挨拶



公益社団法人栃木県産業資源循環協会 会長 菊池 清二

新年、明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、健やかに新年を迎えたことと、心からお慶び申し上げます。中国武漢で確認された新型コロナウイルスが全世界に拡散して2年になります。社会生活が一変し、リモート会議、テレワークが普及し、職場に行かない新しい社会スタイルが確立されつつあります。

昨年10月に誕生した岸田政権は、オミクロン株に対し、いち早く外国人の入国を拒否するなど、厳しい対策を講じ、世界でも日本だけと言っていいほどコロナを封じ込めておりました。

協会活動につきましては、5月に定時社員総会を開催したほか、理事会を通常開催し、昨年12月に、産業廃棄物処理業における実務者研修会とトップセミナーを二部構成とし、対面式で開催することができました。しかしながら、反社会的勢力排除のための研修会、優良産業廃棄物処理施設等の視察研修会や賀詞交歓会につきましては、新型コロナウイルス感染状況や参加者の健康などを考慮し、残念ながら中止とさせていただきました。

昨年は、「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定書」に基づき、県と市町、関係団体で、災害廃棄物処理の図上伝達訓練を実施し、課題を整理したところであります。また、今後、家畜伝染病の発生時等における防疫対策への協力に関する協定につきましても、県と締結し業界の社会的地位の確立を図りたいと思います。

今年度から、栃木県廃棄物処理計画が栃木県資源循環推進計画に衣替えし、「とちの環エコ製品」の公共工事等における認定製品の活用、安定型最終処分場の確保、リサイクル施設の立地促進や廃棄物処理施設に対する県民等の理解促進が明記され、この計画の推進により循環型社会がより高いレベルに達することを願いたいと思います。

現在、日本の新規感染者は数千人程度でありますが、全世界的には過去最大のピークを示し、欧米では、南アフリカで報告されたオミクロン株がデルタ株にとって代わり感染拡大しており、新規感染者が数十万人に膨らんでいます。日本でも市中感染が確認されたところであります。オミクロン株の性状が気になるところであり、重症化リスクが小さいことを祈るばかりです。

先日、ある会員の方から、原材料高、確保に困窮しているという話を伺いました。半年先の確保がままならないようで、冗談交じりに首がかかっているとのことでした。原油高騰によるガソリンや電気代の値上がり、また、小麦などの原材料費も値上がりし、様々な日用品、食料品の値段が上がっており、業界への影響も大きく、特に収集運搬では燃料費の高騰はコストアップに直結します。しかしながら、処分経費が上がつてもなかなか値上がりできないのが現状であります。

協会運営につきましては、中小企業が多い会員の現状を踏まえますと、廃棄物に対する県民理解の促進、適正処理の確保、社会的地位向上を図る事業が求められ、このため、毎月発行する会報の中身を充実し、廃棄物にとらわれることなく多方面から情報を取り入れ、ホームページをスマホ対応にし、セキュリティアップを図り、トップページのタイトルを「静脈産業から動脈産業へ」に変えました。コロナウイルスにより社会が一変し、今後協会運営はどうなるのか、どうすべきなのか、不安がありますが、前を見て一歩一歩着実に進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

結びに、会員の皆様の益々の御発展と御健勝を祈念いたしまして年頭のあいさつとします。

新年の御挨拶



栃木県環境森林部長 鈴木 英樹

新年あけましておめでとうございます。

皆様には、健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

貴協会並びに会員の皆様方におかれましては、日頃から本県の環境行政、とりわけ資源循環及び廃棄物の適正処理の推進に特段の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響は、現在においても世界的な脅威となっておりますが、貴協会並びに会員の皆様におかれましては、県民生活・地域経済の安定確保に不可欠な廃棄物処理業務の担い手として、新型コロナウイルスワクチンの早期の接種など、処理体制の維持に御尽力いただいていることに感謝申し上げるとともに、引き続き感染対策に努めていただきますようお願い申し上げます。

また、昨年秋に災害廃棄物処理に係る平時からの備えとして実施した支援伝達訓練につきましても、貴協会を含む関係団体の御協力をいただき、災害時を想定し、電話、メール等でのやりとりによる支援要請手順を確認することで、災害時における市町との連携がより強固なものになったと感じております。

さて、県では、今年度から、モノが資源として適正に循環する仕組みを築き、持続可能な循環型社会の実現を目指すことを基本的な考え方とした「栃木県資源循環推進計画」に基づき、資源循環のための各種施策を展開しているところです。

特にプラスチックごみ対策につきましては、海洋プラスチックごみ削減に向けた機運醸成を目的として、ごみ拾いにスポーツの要素を加えた「スポ GOMI 大会」を開催するなど、県民の皆様にも身近な取組を行い、県内のプラスチックごみに係る資源循環を推進しております。

さらに、県では 2050 年までのカーボンニュートラル（温室効果ガス排出実質ゼロ）実現を目指し、必要な取組等を示す行程表（ロードマップ）を策定しているところであります、資源循環に係る分野も含め、今後この行程表に基づき各種取組を推し進めていく予定です。

資源循環の実現のためには、第一線で御活躍なさっている貴協会並びに会員の皆様の御理解、御協力が必要不可欠ですので、県の各種取組につきまして、引き続き御協力くださいますようお願い申し上げます。

結びに、貴協会並びに会員の皆様方の御健勝とますますの御繁栄を心より祈念申し上げまして、新年の挨拶といたします。

新年の御挨拶



宇都宮市環境部長 船山 伸一

新年明けましておめでとうございます。

皆様には、健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

貴協会並びに会員の皆様におかれましては、日頃から本市の環境行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、市民の皆様の日頃の感染予防に加え、ワクチンの迅速な接種などにより、感染状況は落ち着きを見せているところでありますが、本市では、感染状況を十分に注視しながら、市民の生命や暮らしを守ることを第一に、感染症の拡大防止と、社会・経済活動の両立に取り組み、一日も早い、市民の日常生活と地域経済の回復に向け、全力を尽くしてまいります。貴協会並びに会員の皆様におかれましては、生活環境の保全・地域経済の安定に必要な業務を行う事業者として、廃棄物の適正処理に御尽力いただいておりますことに、改めて感謝申し上げますとともに、引き続き、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

さて、本市では、令和3（2021）年度から5か年を計画期間とする「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」を策定したところであり、持続可能な循環型社会を形成するため、「発生抑制・再使用の促進」、「資源循環利用の推進」、「適正な処理の推進」の三つの基本方針のもとに、各種施策に取り組むこととしたところです。また、世界的な課題となっている「食品ロス問題」や「海洋プラスチックごみ問題」に対しましても、「資源循環プロジェクト」として、積極的に取り組んでまいります。

このプロジェクトは、大きく2つの取組を設けており、1つ目につきましては「食品ロス削減 プロジェクト」としまして、余った食品を持ち寄り、福祉団体等にまとめて寄贈する「フードドライブ」や、事業所への戸別訪問指導による周知啓発などにより、食品ロスの発生抑制や食品廃棄物の再生利用の促進を目指してまいります。また、2つ目につきましては「プラスチック・スマート プロジェクト」としまして、事業所におけるプラスチックごみの削減に係る周知啓発などにより、海洋プラスチックごみの発生抑制につながる再生利用や適正処理を目指してまいります。

本市といたしましては、「環境未来都市うつのみや」の実現やSDGsの達成に向け、市民・事業者・行政が相互に連携して、「資源循環プロジェクト」を積極的に推進してまいります。

今後、新型コロナウイルスに係る対応の継続が見込まれておりますが、廃棄物の処理は、医療と同様、市民生活の安定確保に不可欠な業務でありますことから、従事される皆様におかれましては、引き続き、感染症の予防と安全の確保、そして健康に十分に留意していただいた上で、廃棄物の適正処理や資源の循環に御尽力をいただくとともに、本市の取組につきまして、引き続き、御理解・御協力いただきますようお願い申し上げます。

結びに、貴協会の益々の御発展と、会員皆様方のより一層の御活躍を祈念いたしまして、新年の挨拶といたします。

第59回理事会を開催

12月3日(金)、宇都宮市のとちぎ福祉プラザにおいて第59回理事会が開催され、菊池会長をはじめ理事・監事18名が出席し、諸議題を審議しました。その概要は次のとおりです。

【決議・協議事項】

1. 役員候補者推薦委員会

役員選考規程に基づき、菊池会長、山口副会長、神山副会長、山本副会長、加藤副会長、湯澤常務理事、田城理事の7名が選任されました。

2. 賀詞交歓会の開催

新たな変異株が発見されるなど今後の見通しが不透明であるため、今年度も開催中止となりました。

3. 産業廃棄物処理検定の試験対策研修会の開催

感染予防対策を徹底し、令和4年1月18日(火)とちぎ福祉プラザにおいて開催することが決りました。

4. 労働安全衛生に関する研修会の開催

感染予防対策を徹底し、令和4年2月14日(月)とちぎ福祉プラザにおいて開催することが決りました。

5. 新規加入会員の承認

正会員5社(株式会社谷黒組、有限会社オカダ、有限会社進和建設工業、株式会社横田商事、熊本株式会社)の加入申込が承認されました。

【報告事項】

1. 令和3年度循環型社会形成推進功労者等環境大臣の受賞者

神山副会長が受賞されたことを報告しました。また、全国大会の開催中止に伴い、(公社)全国産業資源循環連合会主催の表彰式が行われないため、12月3日、栃木県庁において、栃木県環境森林部長による伝達式が行われました。

2. 関東地域協議会の開催結果

11月25日(木)、Web会議において開催された概要について報告しました。

3. 会員の異動

代表者変更した会員があり、11月25日現在の正会員は191社、賛助会員は22社、合計213社であることを報告しました。

4. 今後の日程

主な今後の行事予定について報告しました。

5. 許可申請等に関する講習会の追加開催

栃木会場を含めた追加開催の概要等について報告しました。なお、栃木会場は新規収集・運搬課程を2回、更新収集・運搬課程を3回の追加開催を行います。

6. 当協会青年部 活動報告

直近の活動内容及び今後の予定等について報告しました。

新規加入会員紹介【正会員5社】

○株式会社谷黒組 代表取締役社長 谷黒 公重

那須塩原市塩原1100 TEL0287-32-2220 FAX0287-32-2827

◆栃木県 2018年12月9日 *収集・運搬業(積替えを除く)

汚泥、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物含む)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)

～協会ニュース～

- 有限会社オカダ 代表取締役 岡田 孝司
宇都宮市陽東4丁目16-8 TEL028-663-1882 FAX028-660-5198
- ◆栃木県 2018年9月18日 *収集・運搬業（積替えを除く）
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）
- ◆栃木県 2020年4月1日 *特別管理産業廃棄物収集・運搬業（積替えを除く）
廃石綿等
- 有限会社進和建設工業 代表取締役 若松 進一
那須塩原市埼玉47-23 TEL0287-63-9968 FAX0287-62-5858
- ◆栃木県 2017年11月14日 *収集・運搬業（積替えを除く）
汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、廃油（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）
- 株式会社横田商事 代表取締役 横田 一夫
足利市羽刈町763-12 TEL0284-72-2241 FAX0284-72-2828
- ◆栃木県 2020年3月16日 *収集・運搬業（積替えを除く）
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん
- 熊本株式会社 代表取締役 熊本 勇治
宇都宮市松原2-7-35 TEL028-612-5261 FAX028-612-5263
- ◆栃木県 2018年10月28日 *収集・運搬業（積替えを除く）
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む）、鉱さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、ばいじん

実務者研修会及びトップセミナーを開催

12月10日(金)、宇都宮市の栃木県総合文化センターにおいて、産業廃棄物の適正処理の推進及び産業廃棄物処理業者の資質向上を図るため、栃木県内の産業廃棄物を取り扱う方を対象に開催され、89名（会員58名、非会員23名、行政8名）が参加しました。

今年度は2部構成で行い、1部は実務担当者を対象として実務に必要な委託契約書、マニフェスト等の基礎知識についての重要なポイントを学ぶほか、2部は経営者を対象として、2022年4月に施行予定しているプラ新法の概要や廃棄物処理法との関わり等について分かりやすく噛み碎いて解説いただき、多くの方が熱心に受講されていました。



【講義する長岡先生】



【会場風景】

労働安全衛生に関する研修会の開催

産業廃棄物処理業における労働安全衛生の向上と現場における労働災害の減少を図るために、標記研修会を開催いたします。

建設業や製造業の労働災害は減少傾向を示す一方、産業廃棄物業は増え続けています。そこで、「職場の安全と健康の管理」のテーマのもと、映像や写真などにより具体的な安全と健康の管理を研修するほか、労働基準法の改正の一部を解説いたします。

参加を希望される方は、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

1. 日 時 令和4（2022）年 2月14日（月）14：00～16：30

2. 場 所 とちぎ福祉プラザ 第2研修室（2F）
宇都宮市若草1-10-6 TEL028-621-2940

3. テーマ 職場の安全と健康の管理

4. 講 師 二階堂労働安全コンサルタント事務所
労働安全コンサルタント 二階堂 久 氏

5. 定 員 40名

6. 受講料 (公社)栃木県産業資源循環協会 会員 無料
(公社)栃木県産業資源循環協会 非会員 3,000円

産業廃棄物処理業者における産業廃棄物適正処理講習会 ～循環型社会で生き抜くためのポイント～

産業廃棄物処理業は、「環境を守り、産業を支える」という重要な役割を担っており、循環型社会を実現していくために欠かせない社会インフラです。近年大きく変化する社会情勢の中で、排出事業者からの信頼を得て、「選ばれる産業廃棄物処理業者」の立場を確立するためには、廃棄物処理法に従った適正処理に関する注意点を十分に理解し、様々なケースに対応できるよう日ごろから準備しておくことが重要なポイントになります。そこで、県内の産業廃棄物処理業者を対象に、標記研修会を開催いたします。

参加を希望される方は、公益財団法人栃木県環境保全公社までお問い合わせください。
TEL028-622-7654

1. 開催日時及び会場等

(1) 日 時 令和4（2022）年 2月 1 日（火）14：00～16：00

(2) 場 所 栃木県総合教育センター（大講義室）

宇都宮市瓦谷1070 TEL028-665-7200

(3) 定 員 200名

(4) 受講料 無料

2. 講習内容

(1) 循環型社会で生き抜くためのポイント

講師：行政書士エース環境法務事務所 代表 尾上 雅典 氏

(2) 行政情報について

3. 主催者等

【主催】栃木県、宇都宮市、(公財)栃木県環境保全公社

【後援】(公社)栃木県産業資源循環協会、(一社)栃木県解体工事業協会、

(一社)栃木県建設業協会、(一社)栃木県産業環境管理協会、

(一社)栃木県造園建設業協会

～会社訪問～

《会社訪問》

今回も、青年部から福田幹事と冷水部員の宇都宮文化センター株式会社と磯貝部員のウィズテック株式会社を訪問しました。

1 会社概要

会社名：宇都宮文化センター株式会社 代表取締役社長 阿部 欣文

住 所：栃木県宇都宮市江曽島町 2070 番地 TEL 028-633-6171 FAX 028-632-8415

創 業：昭和 39 年、従業員 175 名

2 許可の取得状況

《産業廃棄物処理業》

○産業廃棄物収集運搬業

- ・栃木県、東京都、埼玉県、茨城県、群馬県、福島県

《一般廃棄物処理業》

○一般廃棄物収集運搬業

- ・宇都宮市、日光市、栃木市、さくら市、下野市、上三川町、寄居町、那須地区広域行政事務組合

《主な認定・認証取得》

- ・優良産廃処理業者認定 栃木県取得
- ・ISO14001 環境マネジメントシステム認証取得
- ・とちぎSDGs 推進企業登録
- ・とちぎ健康経営事業所認定
- ・宇都宮まちづくり貢献企業認定
- ・健康経営優良法人認定



3 施設概要

創業時から現住所にて、地域に根ざし、お客様に信頼していただける企業を目標として活動しております。ボディー計量システムを搭載したパッカー車や吸引車等を活用して、廃棄物の収集運搬を行っております。



4 会社からひと言

弊社は、汚泥を中心とした吸引作業による業務も行っており、グリストラップ清掃や側溝清掃、雑排水槽清掃など、高圧洗浄車との同時作業を得意としています。

一般家庭向けの粗大ごみや不用品などの回収事業にも力を入れております。

～会社訪問～

1 会社概要

会社名：ウィズテック株式会社 代表取締役 磯貝 太
住 所：栃木県宇都宮市宝木本町1650-1
創 業：平成4年5月 従業員50人

2 許可の取得状況

【産業廃棄物収集運搬業】

栃木県許可番号 00900126288 茨城県許可番号 00801126288

汚泥、廃油、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)

【一般廃棄物収集運搬業】

宇都宮市許可 第236号
ごみ、粗大ごみ

3 施設概要

従業員数、パート・アルバイトを含め、約50名の総合ビル管理業です。その他一般廃棄物・産業廃棄物の収集運搬業務を行っており、塵芥車・積載形トラッククレーン車・コンテナ専用車等を有しております。ビル総合管理では、ホテル・病院・学校関係のメンテナンス、住宅メーカー新築時の清掃や中古物件のハウスクリーニングを行っております。昨今では遺品整理や老人ホームへ入居する際の家財道具の整理作業等もご好評をいただいております。



4 会社からひと言

価格競争が激しくなる時代となり、毎日同じことをしていても大手に立ち向かう事は中々大変になりました。そんな折、平成17年・18年と相次いで両親を亡くし、両親の住まいに残された様々な物の処分の大変さに気が付きました。そこで平成20年から遺品整理・回収、介護施設へ入居される方の荷物の整理・回収のお世話をさせていただき、最近では離婚された方の住宅の整理・回収も行っております。

時代の流れに伴い、同じことをしていても前に進めません。ウィズテックは常に変化を求め、更なるお客様へのサービス向上を目指してまいります。

○このコーナーは、理事から会員皆様にバトンタッチしていきたいと思います。

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



皆さんは子供の時、冬の寒い時期にたき火で焼き芋をしたことはありますか？

BUNさんは残念ながらありません。BUNさんが育ったのは豪雪地帯のため冬場のたき火ってやったことがなかったんです。入学試験で宇都宮に来たときに雪がないのでびっくりしたことを覚えています。

さて、宿題はその「たき火」いやいや、いわゆる「野焼き」からでしたね。

宿題Q、廃棄物処理法第16条の2では「何人も廃棄物を焼却してはならない」と規定しているが、いくつかの方法による場合だけ、この例外とされている。

次に掲げる方法のうち「焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却」となっていないもの（すなわち、焼却禁止となっているもの）はどれか。

- (1) 震災の復旧のための焼却で、周辺地域の生活環境に与える影響が少ない廃棄物の焼却
- (2) 他の法令やこれに基づく処分による廃棄物の焼却
- (3) 廃棄物処理業者が処理委託を受けた産業廃棄物であるが、焼却施設が故障したため、野外で行う、周辺地域の生活環境に与える影響が少ない廃棄物の焼却
- (4) 宗教上の行事を行うための、周辺地域の生活環境に与える影響が少ない廃棄物の焼却
- (5) たき火等、周辺地域の生活環境に与える影響が少ないもの

【解説】

平成12年の法律の改正（施行は平成13年4月1日）で、新たに法第16条の2で、「何人も廃棄物を焼却してはならない」と規定した。この条文は、野焼き行為に対して直接罰することができるようになしたものであり、これ以前の野外焼却は単に処理基準違反を問われるだけで、改善命令を経なければ罰することができなかった。そのため、全国で野焼きによる不適正処理が相次いだ。前述のとおり、当該条文は意図的に行う悪質な焼却を罰するためのものであることから、懲罰の対象とするには酷な行為は例外規定を設けている。この趣旨は平成12年9月28日の厚生省部長通知（生衛発第1469号）、同課長通知（衛環第78号）に記されている。「焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却」では、各処分基準に従って行う廃棄物の焼却や他の法令あるいは社会慣習上もしくは生活環境に与える影響が少ない焼却はこの例外としている。例えば、自然災害や火災の予防や復旧のための焼却や風俗習慣上の門松やしめ縄等の焼却（どんど焼きなど）、またキャンプファイヤーなどが含まれる。

正解（3）

短絡的に「たき火はやっていいんだ」なんて捉える人はいらっしゃらないと思いますが、いくらサツマイモを2、3本焼いているからと言って、大量の解体木くずを野焼きしていたら、そりや、捕まりますからね。なお、テーマの「野外焼却」については、昨年（令和3年）1月30日付で、さらなる通知が発出されていますので、目を通してくださいね。

さて、こここのところ違反行為の問題が続いたので気分転換。ちょっとアカデミックな問題にしてみましょう。

～廃棄物処理問題～

Q、次の事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、特別管理産業廃棄物に該当しないものはどれか。

- (1) 電気メッキ施設から排出されるカドミウムを 1mg/l 以上含む廃酸
- (2) 引火点が 60°C である廃軽油
- (3) 水素イオン濃度指数が 13.0 の腐食性を有する廃アルカリ
- (4) 水素イオン濃度指数が 1.5 の腐食性を有する廃酸
- (5) 解体工事で排出したアスベスト成型板（石綿の重量が 0.1% を超えて含有するもの）の屋根用スレート

【解説】

特別管理産業廃棄物である廃石綿等に該当するのは、吹き付けられた石綿等の石綿建材除去事業に係るものであって飛散するおそれのあるものと規定されている。（政令第 2 条の 4 第 5 号へ）工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の 0.1% を超えて含有するもの（廃石綿等を除く）は石綿含有産業廃棄物であり、特別管理産業廃棄物には該当しない。

正解（5）

石綿、アスベストがなぜ危ないか、それは石綿の形状に起因しているんですね。どんな形かというとストローの両端をカッターで斜めに切ったような形。そして大きさは髪の毛の 5000 分の一。小さい上に空洞。そのため一旦浮遊してしまうとなかなか沈まず、空中を漂う。それを人が吸い込むと、肺の奥まで入っていって、肺胞に突き刺さる。それがさらに 10 年、20 年という長い潜伏期の後に中皮腫等の肺がんを引き起こす。それがアスベストのリスク。二昔前まではボイラ室の壁や天井に灰色の綿のような物が吹き付けられていました。これが代表的な特管産廃の「廃石綿等」。一方、石綿含有産業廃棄物の代表は石膏ボードやスレート板。もちろん今はそのような製品は製造していませんが、これも二昔ほど前までは、防火や防衝撃効果のためにアスベストを塗り込めていた製品がありました。これが石綿含有産業廃棄物。塗り込めていますから通常はアスベストは飛散しません。だからリスクはほとんどないと言われています。そのため、石綿含有産業廃棄物は特管物ではなく普通の産廃。しかし、収集運搬の途中に切断したり破碎したりすると塗り込めていたアスベストが飛び散らないとも限らない。そこで他の産業廃棄物には規定していない「途中で破碎等してはならない」という処理基準があるのです。では、今回の宿題も特管物から。



宿題Q

事業活動に伴って排出される次の産業廃棄物のうち、特別管理産業廃棄物に該当しないものはどれか。

- (1) 洗たく業の洗たく施設から排出されるテトラクロロエチレンを 0.5mg/l 以上溶出する汚泥
- (2) 引火点が 60°C である廃軽油
- (3) 水素イオン濃度指数が 12.0 の腐食性を有する廃アルカリ
- (4) 水素イオン濃度指数が 1.5 の腐食性を有する廃酸
- (5) 病院から排出された感染性病原体が含まれるおそれのある血液が付着した注射針

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。



佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104-0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column
——コラム——

○フロン排出抑制法の施行状況

フロン排出抑制法改正により、2020年4月から、フロンを回収せずに放送出する行為は直罰規定（50万円以下の罰金）の対象となっています。

2021年11月29日、経済産業省は、フロン排出抑制法の施行状況を点検する審議会を開催しました。このなかで東京都は、フロンGメンを設置し、立入検査の強化と警視庁との連携をしているとの報告をしています。機器所有者、解体業者、廃棄物処理業者等が連携して、フロンを確実に回収することが重要です。

http://www.env.go.jp/council/06earth/_11_1.html

<http://www.env.go.jp/council/06earth/shingikai11/mat05.pdf>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和3年12月20日掲載）

○規制改革：廃棄物処理法に関するタスクフォース通知

内閣府は、再生可能エネルギー促進のために各種規制の総点検を行っています。これを受け、令和3年9月30日、環境省は廃棄物処理法に関する運用の見直しに関する通知を発出しました。

一つ目のポイントは、一般廃棄物と産業廃棄物の混合処理です。バイオマス発電原料には、一般廃棄物と産業廃棄物の両方が含まれます。これを別の収集運搬車両で回収し、別の投入口から投入処理することは非効率です。そこで、数量の確認等を行うことにより、混載運搬・混合処理を推進することを認めています。

二つ目のポイントは、試験研究の促進です。再生可能エネルギー促進のためには試験研究、試運転等が必要ですが、これに産業廃棄物の利用することについて、現状では否定的な見解があります。そこで、メタンガス化施設の試運転時に下水汚泥を種菌として利用することを認めています。

三つ目のポイントは、地下工作物の取り扱いです。再生可能エネルギー施設では、地下工作物の撤去が非常に難しいケースがあることから、一定の場合に残置を認めています。

廃棄物処理法の運用には、グレーゾーンがあり、自治体及び事業者間の協議が難しい場合があります。このような通知は、そのギャップを一つ一つ埋めていく役割を果たしています。

https://www.env.go.jp/recycle/notice_2109301_2109302.pdf

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和3年12月13日掲載）

○COP26（気候変動枠組条約締結国会議）の成果

2021年10月31日から11月13日まで英国グラスゴーにおいて開催されたCOP26について、環境省はその結果概要を公表しました。

岸田首相が世界リーダーズ・サミットに出席し、山口環境大臣も2週間の閣僚級交渉に出席するなど、新たな体制での国際会議となりました。パリ協定は、世界全体が参加して自主的取組みを促進する構造であるため、強制力はありません。解決への道のりは遠いという印象です。一方多くの途上国から、先進国による気候資金援助目標が未達成であるとの批判があり、先進国全体で2025年までに適応支援を2019年の水準から倍増することを求める旨の文言が決定文書に記載されました。この冬、エネルギー価格は上昇しています。再エネの重要性は増していますが、現実とのギャップは大きいと言わざるをえません。

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/117098.pdf>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和3年12月6日掲載）

～相談事例～

こんな時、どうするの？ 段階的施設整備の手続き

今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。



(照会 1)

弊社は工業専用地域に立地しますので、24時間での操業を考えています。

今のところ、設備を1系列導入し、その設備の能力に基づく処理量を24時間で取得する予定です。一方で、人員の問題で2系列導入したほうが効率的であるという側面があります。そこで、一旦1系列で24時間換算の処理量で事業計画書を提出し、諸々の手続きを行い、業の許可を得たのち、将来的に2系列目を設置して、12時間操業に変更する場合に要する手続きはどのようなものになるのでしょうか？許可処理量は変わらないので簡易的な手続き？で済むのでしょうか？それとも、通常通りの事業計画書を提出し、事前協議を受け…という手続きとなるのでしょうか？1系列導入して、まずはしっかりと実際にできることを確認してから2系列にしたいので、同時に2系列の導入はしない方針です。以上の理由で、可能な限り1系列導入後2系列への移行がスムーズに進む方法を事前に把握したいと思っています。

(回答 1)

1日の処理能力に変更はありませんが、業の許可については、1系列24時間操業から2系列12時間操業になると変更届出が必要になります。

また、設置する施設のラインに15条の許可の施設がある場合は、もう1ライン設置するわけですから、新たな設置許可が必要になると思います。

いずれにしましても、栃木県、宇都宮市に、産業廃棄物処理業の施設を設置する場合は、指導要綱に基づく事業計画を提出することになりますので、その際に手続きについて確認すると良いと思います。

(照会 1－2)

事業計画書の段階から2段階で許可能力を増やすようなことを記載して申請することは可能でしょうか？事業の開始の段階では1系列で、2年後に2系列にする計画として事業計画書を作成するようなイメージです。

(回答 1－2)

事業計画の出し方に特に決まりはないと思います。今回のように1系列設置し状況を見て1系列増設するという事業の見込みが決まっているのであれば、先まで協議することも可能です。当然、事業計画に変更が生じたときは、その時に変更内容を記載した計画を提出すればいいわけです。従って、お見込みのイメージ（1系列設置し状況を見て1系列増設する）で事業計画を提出することは可能だと思います。詳細については、県または宇都宮市に確認してください。

廃棄物処理アドバイザリー事業者を募集中！

当協会では、ダイコ事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を実施しております。（1月10日現在、11件契約）

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

～行政ニュース～

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準の一部改正について

1 改正の趣旨

申請の方法に郵送を追加したことに伴い、書類の送付方法等を明記するなど、所要の改正を行うこととしました。

併せて、申請の利便性向上を図るため、省略できる書類の対象を拡大しました。

2 改正内容

(1) 申請の方法に郵送を追加したことに伴い、以下のとおり規定しました。

ア 郵送方法：書留又はレターパックプラス（520円の赤色封筒のもの。）

イ 予約方法：郵送による申請の場合、事前の連絡や予約は不要

ウ 提出方法：添付書類も含め全ての必要書類の左側に2穴を開け、とじひも等で
とじる

エ 収入証紙：郵送による申請の場合、同封ではなく、申請書の所定欄に貼付する

(2) 利便性向上を図るため、次のとおり、省略できる書類の対象を拡大しました。

ア 2以上の申請を同時に行う場合について、省略できる書類に以下の書類を追加
しました。ただし、同一の内容の書類を添付すべきときには限ります。

- ・「様式第6号の2（第6面）運搬車両の写真」
- ・「様式第6号の2（第8面）事業の開始に要する資金の総額、調達方法」
- ・自動車検査証の写し
- ・自動車の賃貸借契約書の写し又は使用貸借契約書の写し

イ 変更届と同時に更新又は変更許可申請を行う場合について、以下のとおり改め
ました。

（改正前）

申請書に原本を添付し、変更届には写しを添付する。

（改正後）

申請書に証明書類等を添付することで、変更届への添付を省略できる。

ただし、同一の内容の証明書類等を添付すべきときに限る。

(3) 申請にあたって受講が必要な講習会や修了証の有効期間などについて明確化する
ため、記載を改めました。

(4) その他所要の改正を行いました。

3 適用期日

令和3（2021）年12月24日から適用します。

事務連絡
令和3年12月17日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

コードレス掃除機用非純正のバッテリーパックについて（続報）（事務連絡）

廃棄物処理行政の推進については、かねてより御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

令和3年11月2日付けで事務連絡をした標記の件につきまして、その適切な処理方法について、経済産業省、輸入事業者及び独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）で検討を行ってきたところですが、その結果が取りまとめ、経済産業省からプレスリリースがありましたので情報提供いたします。

つきましては、経済産業省プレスリリースの内容に加えて、下記のとおり留意事項を含め、貴管内市町村等に周知の上、適切な御対応をいただきたくお願いいたします。

記

1 当該バッテリーパックの適正処理について

当該バッテリーパックの適正処理について、以下のとおり進められたい。

(1) 有限会社すみとも商店のバッテリーパックについては、当該事業者が既に倒産しており、リコールによる回収がかなわない。については、事業活動に伴って生じるものは、産業廃棄物に該当するため、排出事業者において適正に処理すること。産業廃棄物以外のものは、一般廃棄物に該当するため、市町村において適正に処理すること。

(2) ロワ・ジャパン有限会社のバッテリーパックについては、リコールにより同社が回収対応するので、同社の案内に従うこと。

ロワ・ジャパン有限株式会社のURL

<https://www.rowa.co.jp/pages/dc62-notify>

メール問合せ先 info@rowa.co.jp

※ 当該バッテリーパックは、一般社団法人JBCの非会員企業が輸入・販売したものであるため、当該法人による回収対象外となる。

～行政ニュース～

2 ユーザーによる事前放電の徹底について

経済産業省、輸入事業者及び独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）によれば、当該製品は、事前放電していない場合、充放電をしていない保管状態であっても発火リスクがあるとされている。

したがって、当該製品の廃棄物処理（ごみ集積所等への排出を含む。）に当たっては、バッテリーパックを安全な状態にし、発火による火災事故等を防止するため、当該製品を廃棄物として排出する段階までに、次のいずれかの放電方法により、ユーザーによる事前放電実施の周知を徹底されたい。

- (1) 掃除機を作動させることで、バッテリーパックを使い切る放電方法。
- (2) バッテリーパックを塩水に対する放電方法（濃度3%程度で4日間程度）。
※ 放電方法の詳細については、経済産業省プレスリリースを参考にすること。
※ 一度放電したバッテリーパックは、再充電して使用しないこと。
※ 放電が完了すれば、製品保管上または廃棄物処理上（収集運搬、破碎、焼却、埋立て等の処分等）において、当該バッテリーパックは発火に至らないことが確認されている。

3 市町村における処分方法の例

市町村において当該バッテリーパックを処分する際は、他の二次電池と同様に、処分委託を行うなど（他に、直接埋立て、焼却炉への直投等）が考えられる。

以上

（参考）

経済産業省ホームページ（プレスリリース）：

<https://www.meti.go.jp/press/2021/12/20211217005/20211217005.html>

環境省ホームページ（リチウム蓄電池等に関する情報）：

http://www.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index.html

（本件に関するお問合せ先）

経済産業省 産業保安グループ 製品事故対策室 03-3501-1701（直通）

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 03-5521-9273（直通）

建築物等の解体・改修工事の 石綿事前調査結果の電子報告がはじまります！ 石綿事前調査結果報告システムの利用準備をお願いします

事業者のみなさまへ

Point 1 2022年春から制度が変わります 2022年4月1日以降に着工する、解体・改修工事を対象として、石綿に関する事前調査結果を、労働基準監督署・自治体に報告する制度がはじまります。

Point 2 報告はパソコン・スマートフォンで 報告は、原則として石綿事前調査結果報告システムから電子申請で行っていただきます。
【石綿事前調査結果報告システム】 <https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/> 

Point 3 事前の準備が必要です 石綿事前調査結果報告システムを利用するためには「GビズID」を取得していただく必要があります。

システムでできること(一例)

新規申請 電子申請をおこなう パソコン・スマートフォンをつかって、事前調査結果の報告を、労働基準監督署・自治体の窓口に出向くことなく一度の操作で行うことができます。

下書き保存 テンプレートをつくる 申請途中で一時保存するだけでなく、保存済み申請情報のよく使う項目（元方(元請)事業者、請負事業者）をコピーして、新規申請の作成ができます。

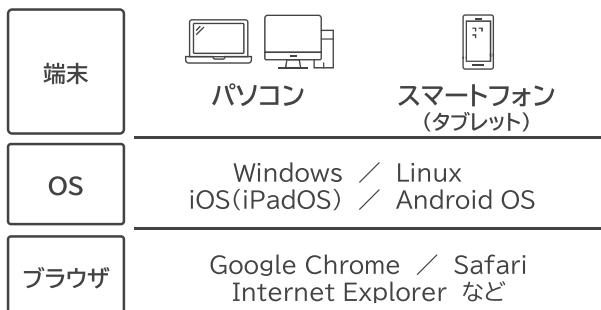
一括申請 まとめて申請する 「プライムアカウント（GビズID）」を取得していただくと、Excelを用いて複数の工事を一括でシステムに入力し、報告することも可能です。

資料作成 申請情報の活用 システムに入力したデータを活用して、事前調査結果の掲示用資料等を作成することができます。

事前に準備いただきたいこと

パソコン・スマートフォンの準備

パソコンまたはスマートフォンが必要です



電子申請を行うためには、上記の条件を満たすパソコンまたはスマートフォンが必要です。なお、フィーチャーフォン(ガラケー)はご利用いただけません。

GビズIDの取得

どちらかのGビズIDの取得が必要です

gBizID プライム

- 新規申請・下書き保存
- 一括申請
- 支店・支社等の管理

OR

gBizID エントリー

- 新規申請・下書き保存
- ×一括申請
- ×支店・支社等の管理

おすすめ 支店がある大規模事業者 報告数が多い事業者

おすすめ 報告数が少ない事業者 個人事業主

ログインにはGビズIDを利用します。GビズIDには「プライム」「エントリー」の2種類があり、複数工事を一括申請するために「プライム」アカウントの取得が必要です。

GビズIDの取得はこちらから

gBizID <https://gbiz-id.go.jp/> 

石綿障害予防規則に関するお問い合わせ

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



大気汚染防止法に関するお問い合わせ

環境省・都道府県/大防法政令市 大気環境所管部局



2021年11月

石綿事前調査結果報告システムの運用開始前に ユーザーテストを実施します

システムの運用開始(3月中を予定)に先立ち、実際のシステムを使用して操作に慣れていただくためのユーザーテストを実施します。事業者のみなさまの積極的なご参加をお願いします。

参加者

石綿事前調査結果報告システムを利用予定のすべての方

費用

無料

※石綿事前調査結果報告システムの利用にかかる通信費用及びGビズIDの登録に必要な書類取得等にかかる費用は、事業者の負担となります。

テスト期間

2022年1月18日(火曜日)から2月18日(金曜日)まで

※実施時期が変更となる場合があります。変更した場合石綿総合情報ポータルサイトでお知らせします。

URL

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>



操作マニュアル

石綿総合情報ポータルサイト・環境省Webサイトに掲載



石綿総合情報
ポータルサイト

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>



環境省
Webサイト

http://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html



ユーザーテストQ&A

Q 参加に必要なものは？

A GビズIDを事前に
取得いただく必要があります

ユーザーテストに参加するためには、本運用時と同様にGビズIDが必要となります。今回取得したGビズIDは、本運用時にそのまま利用することができますので、早めに取得されることをお勧めします。

Q どの機能が使えるの？

A すべての機能が使えます

ユーザーテストは、本運用時と全く同じ環境で実施しますので、申請機能以外にもすべての機能を利用いただき、操作を試していただくことが可能です。

Q 実際のデータを使うの？

A 申請データは
架空のものでも構いません

実際の事前調査結果報告データを入力・申請する必要はありません。実際のデータを入力していただいても問題ありませんが、ユーザーテスト終了後にデータは消去されます。

Q データはどうなるの？

A 申請データは消去されますが
アカウントの設定は残ります

ユーザーテストにおいて入力・申請された申請データは、ユーザーテスト終了後にはすべて消去されます。ただし、ユーザーID・パスワード・グループ機能に関する設定は、本運用にそのまま引き継がれます。

Q 動作不良がありました。どうすればよいですか？

A はじめに利用者マニュアル及びシステム上のFAQの確認を実施してください。解決しない場合、問い合わせフォームよりヘルプデスクに問い合わせをお願いします。

問い合わせ対応に関しましては、テスト期間であることから全てのお問い合わせについて回答することをお約束するものではなく、よくあるご質問については、操作マニュアル修正やFAQの掲載に代えさせていただく場合があります。ご理解をお願いします。

ユーザーテスト・本運用のスケジュール(予定)

2022年1月18日(火)～2月18日(金) ユーザーテスト

2月下旬～

▼3月中(日時未定)

準備期間

利用停止期間

本運用

ユーザーテストの開始までに、Gビズ
IDを取得されることをおすすめしま
す(テスト中でも取得は可能です)

ユーザーテストの期間中は、いつでも石綿事前
調査結果報告システムを利用してテストを行
ることができます ※メンテナンス等で利用不可となる場合があります

本運用に向けた準備のため、
ユーザーテスト終了後、いった
んシステムの利用を停止します

本運用の開始日時は、決まり次
第お知らせします

※スケジュールは変更される場合があります

PCB廃棄物の処分について

PCB廃棄物はPCB特別措置法で定められている期間内に
処分することが義務付けられています。

高濃度PCB廃棄物の処分期間

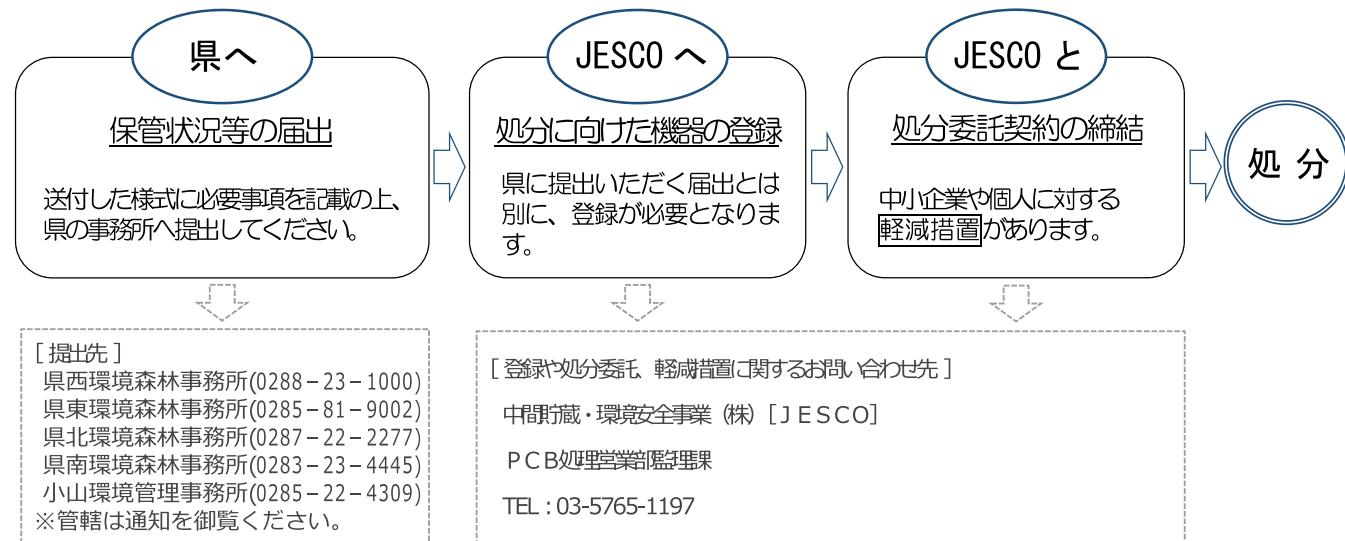
変圧器・コンデンサー：令和4（2022）年3月31日まで
安定器・汚染物等：令和5（2023）年3月31日まで

※低濃度PCB廃棄物の処分期間は、令和9（2027）年3月31日までです。

※処分期間までに処分がなされない場合は、PCB特別措置法に基づき、行政処分の対象となります。

高濃度PCB廃棄物の処分の流れ

高濃度PCB廃棄物の処分は、中間貯蔵・環境安全事業（株）[通称：JESCO]が行っています。



※低濃度PCB廃棄物の処分は、全国の無害化処理認定施設等で行います。

[施設一覧：<http://pcb-soukishori.env.go.jp/about/processing.html>]

処分に対する負担軽減措置があります。

高濃度PCB廃棄物の確認方法を公開しています。

①中小企業等処理費用軽減制度

高濃度PCB廃棄物の処分費用のうち、中小企業は70%、
個人は95%が軽減されます。

(JESCO)http://www.jesconet.co.jp/customer/discount_03.html

環境省がホームページで確認方法を公開しています。

なお、県ホームページでも御案内しています。

(環境省)<http://pcb-soukishori.env.go.jp/list/>
(栃木県)<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco-haikibutsu/haikibutsu pcb-hp.html>

②PCB廃棄物の処分に係る融資制度

日本政策金融公庫では、PCB廃棄物の処分に必要な運転
資金の融資を行っています。

(日本政策金融公庫)https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

とちぎSDGs推進フォーラム

～今日からはじめるSDGs～

参加者募集!

入場無料 事前申込制・
先着順
定員／会場参加200名・
オンライン参加300名

開催日

令和4(2022)年2月10日木 14:00～16:20

会場

栃木県教育会館 大ホール(宇都宮市駒生1-1-6)

プログラム

| | |
|--------|---|
| 13:30 | 開場 |
| 14:00～ | オープニングセレモニー |
| 14:05～ | 基調講演「みんなで学ぼうSDGs SDGsと世界の関わり」 【講師】NPO法人工コロジーオンライン 理事長 上岡 裕 氏 |
| 14:45～ | 事例発表(1団体10分×4団体) 〈出演者〉宇都宮市SDGs人づくりプラットフォーム／ スマイル日光プロジェクト／株式会社 足利銀行／国立大学法人 宇都宮大学 |
| 15:25～ | 休憩 |
| 15:35～ | パネルディスカッション 〈出演者〉上岡 裕 氏／宇都宮市SDGs人づくりプラットフォーム／ スマイル日光プロジェクト／株式会社 足利銀行／国立大学法人 宇都宮大学 |
| 16:20 | 閉会 |



NPO法人
エコロジーオンライン 理事長
上岡 裕氏

1960年、佐野市生まれ。国際基督教大学を卒業後、株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント入社。その後フリーライターに転身。2000年3月、環境情報発信を手がけるNPO法人工コロジーオンラインを設立。東日本大震災や熊本地震の際は被災地支援を展開し、マダガスカルでの里山エネルギースクール設立などの途上国支援を行った。佐野市に地域の受け皿となる地域SDGs推進ネットワークを設立。

申込方法

WEB

右記のQRコードからホームページにアクセスし、専用フォームよりお申込み下さい。



電話

下記電話に①氏名②年齢③電話番号④住所⑤申込人数(代表者含む)⑥車イス利用有無⑦同行者の①～④の情報⑧会場参加、オンライン参加の希望をお知らせください。

申込締切 令和4(2022)年2月4日金

留意点
注意事項等

- 新型コロナウイルスの感染状況により開催方法の変更や中止となる場合がございますので予めご了承ください。
- 当日、発熱の症状が見られるなど、体調不良の場合は、入場をお控えください。
- 会場内では常時マスクを着用し、飲食はご遠慮ください。
- オンライン視聴に係る通信料は、参加者のご負担となります。
- その他の留意点、注意事項はホームページでご確認ください。

主催／ 栃木県

申込み・問合せ先

下野新聞社 地域プロモーション部 TEL.028-625-1145 (土日祝日を除く平日10:00～17:00)

お金のはなし（第5回 投資信託の仕組み～基準価額の考え方～）

【基準価額は「額」でなく「率」で考える】

投資信託を保有していると、どうしても日々の基準価額が気になるものです。最も早く基準価額が載るのは運用会社のホームページで、18時から19時頃に掲載されることが多いです。その時、前日比で200円も下がっていたら少しビックリするかもしれません。「次の行にある投信は30円しか下がっていないのに…」などと考えるかもしれません。

しかし以下の通り、大切なのは「額」でなく「率」の変化です。考えてみれば当たり前ですが、基準価額が20,000円の投信の200円と3,000円の投信の30円は同じなのです。

「200円も下がった！どうしよう…」と考えるのではなく、「値段の振れ幅は何%なのか？」と変化率で考えるクセをつけることが大切です。最近の運用会社のホームページでは「額」と「率」を併記しているところも増えてきています。

●基準価額変化の「額」と「率」

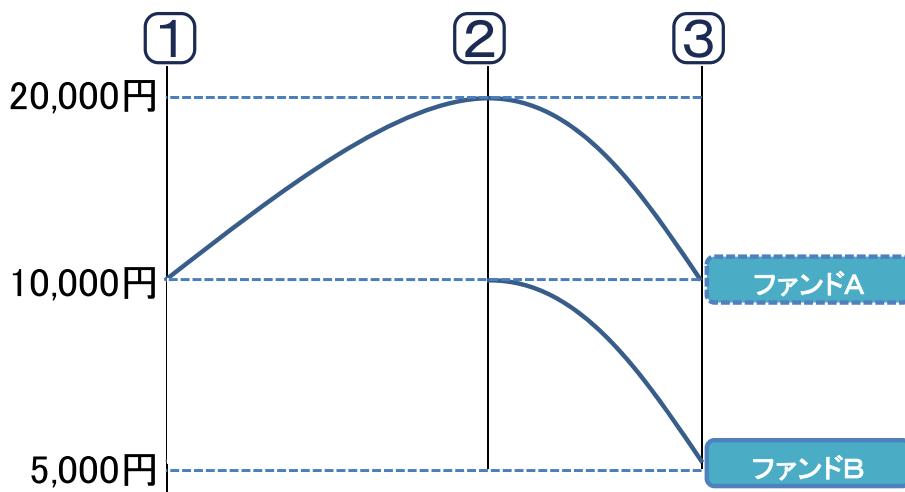
| | 投資信託A | 投資信託B |
|---------|---------|--------|
| 前日の基準価額 | 20,000円 | 3,000円 |
| 当日の基準価額 | 19,800円 | 2,970円 |
| 増減幅 | -200円 | -30円 |
| 増減率 | -1.00% | -1.00% |

【単なるモノサシ】

もうひとつの誤解が「25,000円？そんなに基準価額が高い投信は買いつらい」といったものです。感覚的にはよく分かるのですが、実はそれも正しくありません。

基準価額とは、買った時点からの変化率（リターン）を測るモノサシでしかありません。そもそも下の絵のように、投資信託のファンドAとBの「商品設定された時点」が①と②のように異なるれば、同じ運用であったとしても③の時点では10,000円と5,000円となっているのです。ここで「5,000円のBがAより劣っている」とか「Bに比べてAが高くて買いつらい」と考えるのが正しくないのは明らかです。

●基準価額の水準自体に優劣の意味はない



～お金のはなし（足利銀行）～

大切なのは買った後に「その投資対象が上がるかどうか」であり、基準価額の水準自体に「高い・安い」の意味はありません。もし③で買った後にその投資対象が1割上昇すれば、ファンドAは10,000円が11,000円になり、ファンドBは5,000円が5,500円になります。どちらの場合であっても、投資したお金が100万円なら110万円になっていることは同じなのです*。大切なのは、やはり「率」で考えることなのです。

*簡易的な説明をしています。投資対象の変動率と投資信託の変動率とは、その投資信託の投資目的やインデックスファンドかどうかなどの商品性の他、様々な要因により異なります。また投資金額がいくらになっているかについては、税金や手数料等のコストを考慮していません。

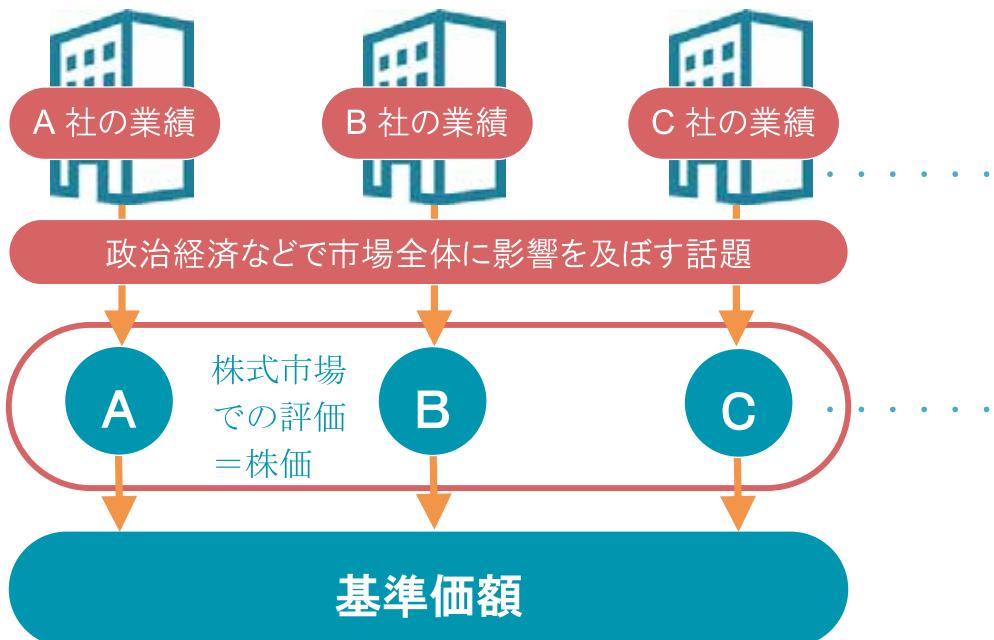
【基準価額が「上がっている」「下がっている」は、その理由とともに考える】

つい基準価額の上がり下がりに一喜一憂してしまいがちですが、基準価額は投資信託の「中身」を日々反映しているに過ぎない、ということを忘れてはなりません。

例えば株式に投資するファンドであれば、そのファンドが保有する株式の株価が「平均」で2割上がったからこそ、ファンドの基準価額が約2割上昇するのです。そして、その元々の株価の上昇には、何らかの理由があるはずです。

基準価額が上下する背景には市場の動きがあり、そのまた背景には企業活動などの「実体」があることを常に思い出す必要があります。基準価額が12,000円や15,000円になったことだけを見て「もう高い」とか「一旦利益を確定した方がいい」などと言う人がいますが、中身の検討をしない限り何の判断もできないのです。

●基準価額の「背景」に何があるのかを常に意識する



基準価額が「2割上昇」した背景にある株価の「2割上昇」が、もしその企業の「企業収益の2割増」に支えられたものであるなら、基準価額が12,000円の現在は、10,000円の頃に比べて「割高になった」とは言えません。

そもそも投資信託の商品性によっては、基準価額が10,000円の頃の「中身」と現在の「中身」の顔ぶれは相当違うかも知れないのです。ファンドマネージャー（投資信託の運用担当者）が、割高になった銘柄を外して、割安または妥当な株価の銘柄に入れ替えていたとしたら、やはり12,000円は割高とは言えません。

そしていつでも一番重要なのは「今後、上がるかどうか」です。過去の基準価額の上昇また

～お金のはなし（足利銀行）～

は下落の背景と「今後上がるかどうか」の両方を検討してはじめて、その基準価額で買って良いのかどうかが判断できるわけです。

とはいって、今後を見通すのは簡単なことではありません。だからこそ「一旦売って」とか「また下がったら買って」などとタイミングを計るのではなく、「経済は成長し続けているのだから、放っておいても預貯金よりはマシだろう」くらいの「長期のんびりスタンス」「ほつたらかし投資」が推奨され、事実結果につながっているのです。

次回は、『投資信託の「中身」の一つひとつを気にしそぎない』こと、『分配は別に「お得」じゃない』ことについてご案内予定です。

当コラムは、足利銀行が投資信託の仕組みについてお伝えすること等を目的として作成したものであり、特定商品の勧説資料ではありません。なお、掲載している見解は当コラム作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。●投資信託は、預金ではなく、預金保険の対象ではありません。●投資信託は、設定・運用を投信会社が行う商品です。●投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。●当行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。●一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。

【投資リスク】 投資信託は、値動きのある証券（株式、債券など）に投資しますので、市場環境等により基準価額が変動します。なお、新興国の金融市場や政情は一般的に先進国よりも不安定で脆弱な面があり、先進国市場への投資に比べ、より大幅に価額が変動することがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替相場の変動による影響も受けます。したがって、元本・分配金は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を下回るおそれがあります。

【費用等】 お申込みにあたっては、当行所定のお申込手数料（お申込金額に対し最大 3.3%（税込））がかかります。保有期間中は、信託報酬が日々信託財産から差引かれるほか、監査報酬、有価証券等売買時の売買委託手数料、外貨建資産保管費用、信託事務の諸費用等がかかりますが、これらはファンドにより異なるため具体的な金額等を表示できません。詳細は各ファンドの「契約締結前交付書面（目論見書・補完書面）」にてご確認ください。また、一部のファンドでは換金時に、信託財産留保額が基準価額から差引かれます。手数料等の合計額については、お申込金額、保有期間等により異なるため表示することができませんのでご了承ください。



< 広 告 >

オンラインでつながる資産運用サービス「あしぎんマネーデザイン」

あしぎんマネーデザインは、インターネットを活用したオンライン取引により、さまざまな世代のお客さまに、より身近に金融商品取引をご利用いただくことを目的とした金融商品仲介専門会社です。

「忙しくて銀行の窓口に行けない」「自分のペースで資産運用を検討したい」

「すきま時間にサッと手続きしたい」「インターネットでお得に資産運用をはじめたい」

そんなお客様の“自分スタイル”で始める将来設計をサポートします。

ただいま、仲介口座開設キャンペーンを実施中！期間中に仲介口座を開設のうえ、投資信託を1万円以上ご購入いただいたお客さまに現金1,000円をプレゼントします！！

詳しい内容は、あしぎんマネーデザインの
ホームページにアクセス

URL <https://www.ashigin-md.co.jp>

あしぎんマネーデザイン

検索



日本画のゆくえ

～継承と断絶・模倣と創造

Whereabouts of Japanese Painting

Inheritance and Disconnection·Imitation and Creation

2022年1月29日(土)~3月21日(月祝)

開館時間：午前9時30分~午後5時(入館は午後4時30分まで) 休館日：月曜日(3月21日は開館)

観覧料：一般900(800)円 大学生600(500)円 中学生以下無料(同一会員2名以上料金割引)

主 催：栃木県立美術館

後 援：朝日新聞宇都宮支局、NHK宇都宮放送局、千葉牛乳、読売新聞社宇都宮支局、下野新聞社、

東京新聞宇都宮支局、とちぎテレビ、NHK放送、日本経済新聞社宇都宮支局、

毎日新聞社宇都宮支局、読売新聞宇都宮支局

CUP NOODLE
SEAFOOD

NOODLE
シーフードヌードル

日本画の現在、そして未来をさぐる！

栃木県立美術館

Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts

若佐博一

山崎栄藏

早川剛

飯部泰一

服部しほり

柳町貢弘

高村純二郎

木村千子

櫻後幸

伊東正次

浅葉雅子

～栃木県立美術館からのお知らせ～

幕末から明治への転換はわが国にとって実に劇的なものであった。日本が近代国家として世界へはばたくための経済政策を推進するにあたり、さまざまな方面で西洋の技術を導入することになる。国の近代化は「美術」という新しい概念とともに日本の絵画界にも押し寄せた。18世紀後半に現れた司馬江漢らによる洋風画は、伝統的日本絵画の流れの上にある西洋画法の和様化ともいえるが、日本絵画の近代化は、西洋絵画藝術にとって必須である「光と影」を表現する写実的な油彩画の本格的導入をひとつの方法とした。その西洋絵画(日本における洋画)の対概念として、國の名を冠した「日本画」という用語が明治20年

代には定着したといわれている。その契機となったのが、1882(明治15)年にフェノロサが龍池会の講演会で「Japanese Painting」と称して展開した「日本画優位論」だった。その後、「日本画」は日本の「公絵画」としてのスタイルを模索する時代に入る。フェノロサの周辺であった賀倉天心による日本美術院を中心とした新派は、西洋の絵画に負けない独自の表現形式を目指し、それに反する日本美術協会(龍池会を前身)ら保守系美術団体による旧派は、近世までの流派や画系の伝統を継承していくことになったのである。

それから時を経た現在、「日本画」は日本の「公絵画」としてのスタイルをもつて至ったのだろうか。「日

本画」は、「日本の絵画の総称」として用いられる場合が多いが、果たしてそれでよいのだろうか。また、技術的側面からすれば顔料を膠で溶いて彩色する「膠彩画」を「油彩画」と対峙させて用いるべきなのではないか。

本展では、現在日本画家として活動する気鋭の画家たちによる作品を通して、明治・大正・昭和の激動期から平成を経て令和に至る「日本画」が、その歴史上に今も存在するのか、それともビリオドを打ったのか、もしくは「新しい日本画」が誕生したのかということを問い合わせたい。



澤東雅子《時間旅行・歌舞伎町でゾジラに出会う》2019年



木村了子《BE MY MODEL! —写真家・猪カイト「特別やで…おまえだけ見て撮つたる」》2014年



高村聰二郎《カップヌードル》2005年
日清食品ホールディングス蔵



関町宣弘《過日》2017年



服部しほり《だんご三兄弟》2020年 個人蔵



伊東正次《野仮面》2018年



黒部幸一《机上のスクランブル交差点》2017年

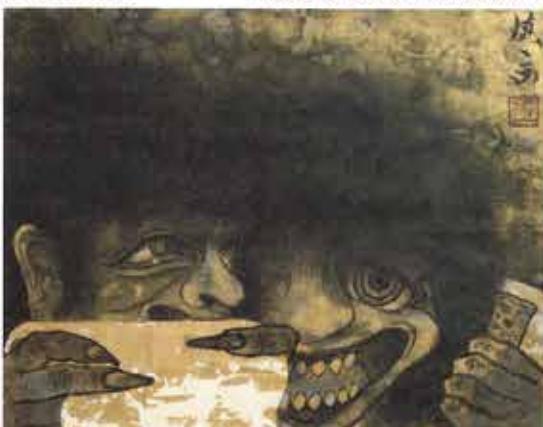
日本画のゆくえ Whereabouts of Japanese Painting ～継承と断絶・模倣と創造 Inheritance and Disconnection・Imitation and Creation



桐 健幸《翔竜》2009年 彩珠堂3周年記念



平川 勝《風吹》2018年



若狭慎一《頃山拾珍》2015年



山崎重義《遊弋》2014年

【関連企画】

※当日の企画展観覧券が必要です。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、予定を変更する場合がございます。

最新情報は当館ホームページ等でご確認ください。

★ギャラリートーク
(担当学芸員+出品作家)

1月29日(土)、2月26日(土)、3月19日(土)

各回とも午後2時～(1時間程度)

*事前申込み不要

*担当学芸員のみで実施の場合もあります。

【同時開催】

コレクション展 IV「描かれた動植物」

栃木県立美術館

Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts

〒320-0043 宇都宮市桜4-2-7

Tel.028-621-3566

<http://www.art.pref.tochigi.lg.jp/>



【交通案内】

○電車・バス

・JR東京駅から東北新幹線にて約50分

・JR宇都宮駅(西口6番・7番バス乗場)、

東武宇都宮駅から「関東バス作新学院・御生行き」にて

「桂通十字路」バス停下車 徒歩5分

○自家用車

・東北自動車道鹿沼ICより約10km、約20分

・北関東自動車道壬生ICにより約13km、約25分

許可申請等に関する講習会の追加開催について（栃木会場）

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施している令和3年度許可申請等に関する講習会は、受講者が増加したため追加開催されました。栃木会場におかれましても、次のとおり新規及び更新の収集・運搬課程が行われます。

受講される方は、日本産業廃棄物処理振興センターのホームページから申込みください。

■ 栃木会場の追加開催日程

| 課程 | 開催日時 | 時間 | 会場 | 定員 |
|---------------|---------------|-------|--------------|----|
| 【新規】 収集・運搬 | 2022年3月2日（水） | 13:30 | ①栃木県総合文化センター | 75 |
| | 2022年3月3日（木） | 9:50 | ①栃木県総合文化センター | |
| 【更新】 収集・運搬 | 2022年1月27日（木） | 13:30 | ②コンセーレ | 75 |
| | 2022年3月2日（水） | 9:50 | ①栃木県総合文化センター | |
| | 2022年3月3日（木） | 13:30 | ①栃木県総合文化センター | |

<試験会場>

①コンセーレ 大ホール（1F） 宇都宮市駒生1-1-6 TEL028-624-1417
②栃木県総合文化センター 特別会議室（3F） 宇都宮市本町1-8 TEL028-643-1000

当協会で受講申込み及び講義動画が視聴できます！

当協会では、パソコンをお持ちではない方、パソコン操作が苦手な方、Web環境が整っていない方などを対象に、受講申込みや講義動画の視聴について御支援いたします。当協会への別途負担はございません。（許可講習会の受講料のみ）是非、御相談ください。TEL028-612-8016

－編集後記－

謹賀新年、寅年、新年を迎えました。

昨年秋ごろから、コロナ新規感染者は数百人に抑え込まれていましたが、オミクロン株の市中感染やクリスマス、年末年始の人の異動により徐々に増加し、全国の新規感染者は1000人を超みました。フランスでは20万人を超える日が続き、欧米ではどこの国でも数十数万人の新規感染者を數えます。これから日本の感染者も徐々に増加すると思われますが、第6波のピークが、できるだけ低くなることを願いたいと思います。

お正月は、駅伝、ラグビー、サッカーと毎年恒例のスポーツイベントが開催されます。今年の箱根は青学が2位に10分以上の差をつけ、王者の貫禄を示す強さを見せました。10人が持ち前の力を十分発揮し、見事な勝ち方でした。人間がやることなので、結果を恐れて萎縮したり、オーバースペースになって尻っぽみになったり、自分の力を十分発揮することは決してやさしくありません。

トラは千里を走ると言われておりますが、元気よく、会員の皆様のため、365日無事走りぬきたいと思います。今年もよろしくお願ひします。

－事務局だより－

☆1月27日（木）

認定法に基づく公益法人の認定基準及び法令の遵守状況について、栃木県の担当所管から立入検査を受けました。

☆1月16日（木）

不当要求防止責任者講習がとちぎ福祉プラザにおいて開催され、湯澤常務理事が出席しました。